

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道

2 縦覧場所

長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局下水道整備課、長野市上下水道局下水道施設課及び長野市建設部河川課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、 次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出する ことができます。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 道の駅 八千穂高原

南佐久郡佐久穂町大字畑1190番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

佐久穂町

町長 佐々木 勝

南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ベルカディア

代表取締役 辰野 勇

奈良県奈良市高畑町1200番地の9

畑八開発株式会社

代表取締役 笹﨑 俊一

南佐久郡佐久穂町大字畑329番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年10月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,568平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 138台(2) 駐輪場の収容台数 45台

(3) 荷さばき施設の面積 125.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 8.8立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社ベルカディア	午前9時	午後9時

2	畑八	開発株式会社	午前6時	午後6時
3	畑八	開発株式会社	24時間	
4	畑八	開発株式会社	午前6時	午後6時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 1か所 出口 1か所 合計 2か所

- (注) 位置は届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯		
1	午前8時から午後9時まで		
2	24時間		

8 届出年月日

令和6年2月15日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和6年3月14日から令和6年7月16日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・ I T振興課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。 令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

調査を行った者の 名 称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
木曽郡南木曽町	令和2年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	田立の一部	令和6年3月6日
佐久市	令和3年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	中小田切の一部	令和6年3月6日
佐久市	令和3年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	上小田切の一部	令和6年3月6日
南佐久郡川上村	令和3年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	大字秋山の一部	令和6年3月6日
上伊那郡飯島町	令和2年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	田切の一部	令和6年3月6日
茅野市	令和元年から 令和2年まで	地籍簿及び地籍図	玉川の一部	令和6年3月6日
木曽郡上松町	平成23年から 平成26年まで	地籍簿及び地籍図	大字荻原の一部	令和6年3月6日

伊那市	令和3年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	日影の一部	令和6年3月6日
飯田市	令和2年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	南信濃南和田の一部	令和6年3月6日
下伊那郡天龍村	平成25年から 平成27年まで	地籍簿及び地籍図	神原の一部	令和6年3月6日
下伊那郡阿南町	令和3年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	和合の一部	令和6年3月6日
上伊那郡飯島町	令和3年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	飯島の一部	令和6年3月6日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 長野都市計画地区計画 エムウェーブ南地区地区計画
- 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。 令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 免許の取消しをした年月日
 - 令和6年3月4日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

太 田 實

二級建築士 長野第4689号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第2号に該当するため (死亡による)

建築住宅課

公告

長野県勘左衛門堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。 令和6年3月14日

長野県松本地域振興局長 宮 島 克 夫

理 事

新 任

氏 名 住 所

小 西 清 幹 安曇野市穂高牧2348番地1山 田 健 人 安曇野市豊科高家1648番地1

小 口 実 安曇野市豊科1342番地

重 任

氏 名 住 所

 竹 内 啓 司
 安曇野市豊科高家1403番地

 山 田 俊 英
 安曇野市豊科高家4725番地

 丸 山 一 光
 安曇野市豊科1016番地4

 高 山 榮 一
 安曇野市豊科2111番地1

松尾英志

松本市大字島内7264番地

退任

氏 名 住 所

折 野 芳 昭 安曇野市豊科2272番地2

竹 内 偉 代 安曇野市豊科高家838番地1号

丸 山 正 義 安曇野市豊科高家1928番地1号

監 事

新 任

氏 名 住 所

丸 山 秀 一 安曇野市豊科2154番地1

丸 山 正 義 安曇野市豊科高家1928番地1号

山 田 啓 策 安曇野市豊科3496番地

重 任

氏 名 住 所

矢 萩 正 彦 松本市大字島内7158番地2

退任

氏 名 住 所

水 谷 博 光 安曇野市豊科高家744番地2号

青木裕高 安曇野市豊科1114番地1

中 島 義 朋 安曇野市豊科高家2099番地1号

農地整備課